

広島県告示第 424 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定によって、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成 19 年 4 月 5 日

鯉崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

1 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

(1) 名称及び所在地

豊田郡大崎上島町東野 6625 番地 1

大崎上島町

(2) 代表者の氏名及び住所

豊田郡大崎上島町木江 4947 番地 4

町長 藤 原 正 孝

2 埋立区域

(1) 位置

豊田郡大崎上島町東野字咽口 634 番 9 の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ昭和 43 年 3 月 25 日付け広島県指令港第 1105 号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +3.58mにより決定)により囲まれた区域。

①の地点 豊田郡大崎上島町東野字生野島の国土地理院三等三角点「馬島」（北緯 34 度 17 分 13 秒 4469, 東経 132 度 55 分 08 秒 0651, 標高 159.19m）

から 154 度 01 分 07 秒 940.10m の地点

②の地点 ①の地点から 319 度 11 分 03 秒 24.78m の地点

③の地点 ②の地点から 49 度 11 分 03 秒 48.00m の地点

④の地点 ③の地点から 139 度 11 分 03 秒 24.38m の地点

(3) 面積

1,186.69 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

豊田郡大崎上島町東野字咽口 634 番 9 の地内並びに同字咽口 634 番 68 から 634 番 9 を経て同字宮ノ浜 656 番 8 に至る間の土地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 豊田郡大崎上島町東野字生野島の国土地理院三等三角点「馬島」（北緯

34度17分13秒4469, 東経132度55分08秒0651, 標高159.19m)

から 159度43分50秒 970.73mの地点

㊦の地点 ㊧の地点から 319度11分03秒 125.00mの地点

㊨の地点 ㊩の地点から 49度11分03秒 248.00mの地点

㊪の地点 ㊫の地点から 139度11分03秒 125.00mの地点

㊬の地点 ㊭の地点から 229度11分03秒 90.00mの地点

㊮の地点 ㊯の地点から 139度11分03秒 26.86mの地点

㊱の地点 ㊲の地点から 230度11分48秒 42.54mの地点

㊳の地点 ㊴の地点から 332度58分30秒 24.27mの地点

㊵の地点 ㊶の地点から 229度12分49秒 31.19mの地点

㊷の地点 ㊸の地点から 323度13分32秒 1.88mの地点

(3) 面積

32,162.48 平方メートル

4 埋立地の用途

駐車場用地

5 免許年月日

平成19年3月28日